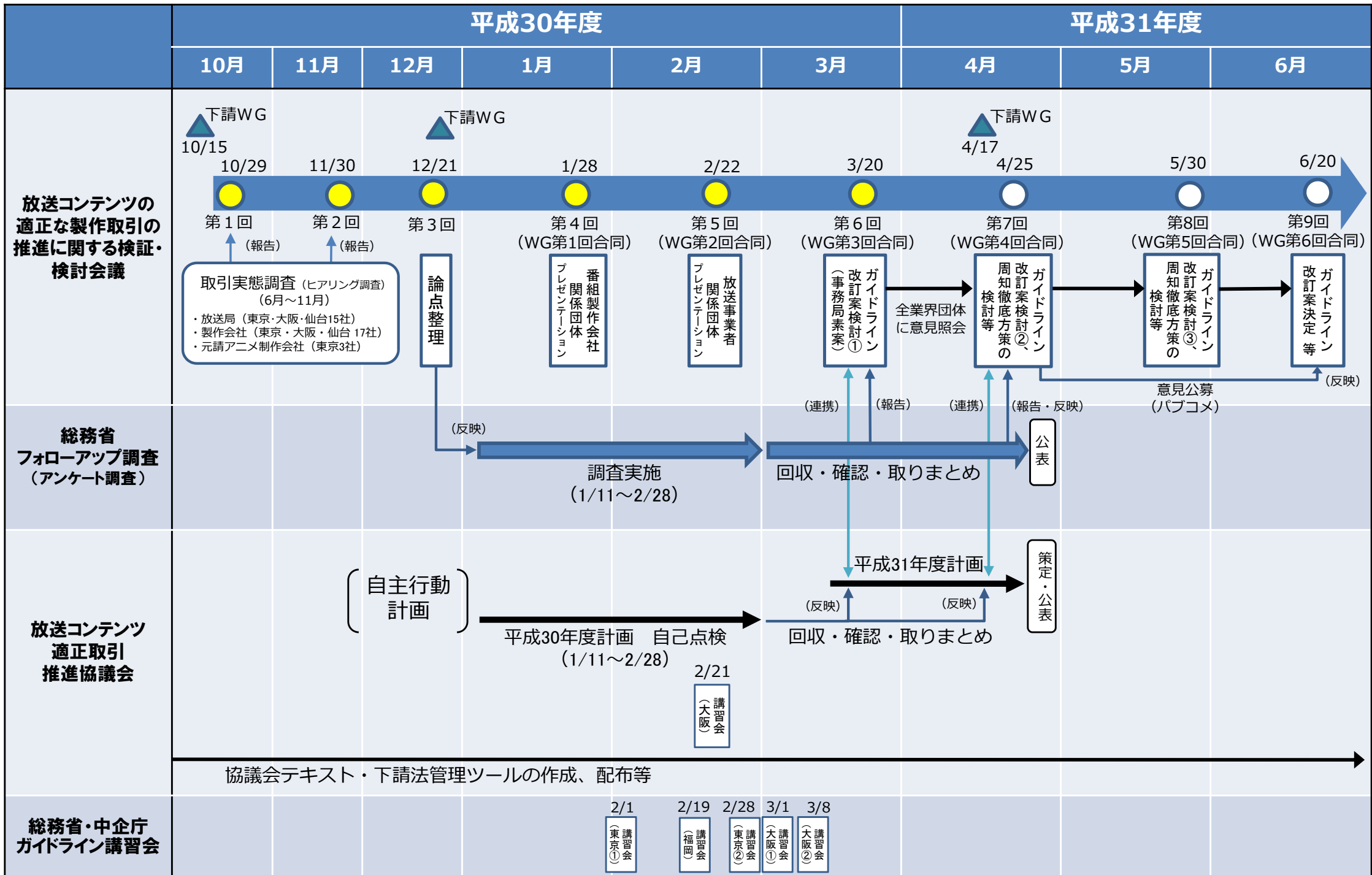


放送コンテンツ（アニメ含む）の適正な製作取引の推進 に関する取組状況

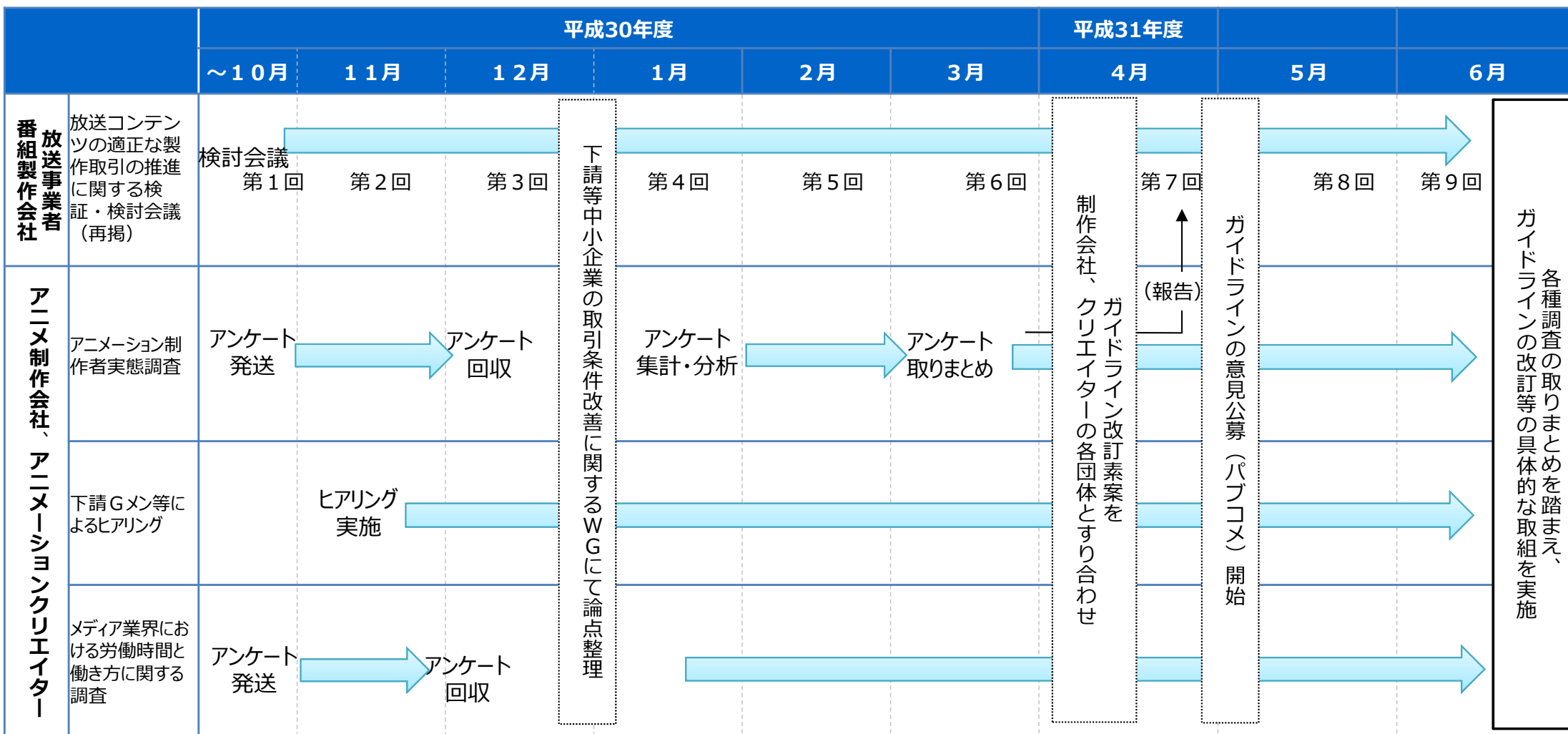
平成31年4月17日
総務省
経済産業省

放送コンテンツ（全体）の適正な製作取引の推進に関する取組状況



放送コンテンツ（アニメ）の適正な製作取引に関する取組状況

TV番組（アニメ）製作取引に関わるアニメ制作会社・クリエイターについてヒアリングやアンケートによる調査を実施。調査結果を踏まえ、今後下請ガイドラインを改訂。



下請法に基づく調査

調査票
発送

調査票
回収

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成30年度フォローアップ調査のポイント（1）

回答状況

回答数の合計：785社（対象社数1,727社 回答率45.5%、有効回答数：586社※1）

（内訳）

【参考】前回（平成29年度）調査は1,747社を対象、回答数：722社、回答率：41.3%

※1 有効回答数：回答数の合計から「今期は放送コンテンツの製作取引の実績なし」との回答199社を除いた回答数

放送事業者からの回答状況

回答数：485社

（対象社数578社 回答率83.9%、有効回答数：338社）

【参考】前回（平成29年度）調査は583社を対象、回答数：457社、回答率：78.4%

メディア別	対象社数	回答数
地上基幹放送事業者※2、3	128社（NHK含む）	128社（100%）
衛星系放送事業者※2、3、4	6社（民放連加盟） 81社（衛放協加盟）	72社（82.8%）
ケーブルテレビ事業者※5	363社	285社（78.5%）

※2 地上基幹放送事業者及び衛星系放送事業者は、テレビジョン放送を行う社を対象

※3 NHKは地上基幹放送事業者、放送大学学園は衛星系放送事業者として集計

※4 衛星系放送事業者には、番組供給事業者を含む。

※5 ケーブルテレビ連盟加盟社を対象

番組製作会社からの回答状況

回答数：300社※6

（対象社数1,149社 回答率26.1%、有効回答数：248社）

【参考】前回（平成29年度）調査は1,164社を対象、回答数：265社、回答率：22.8%

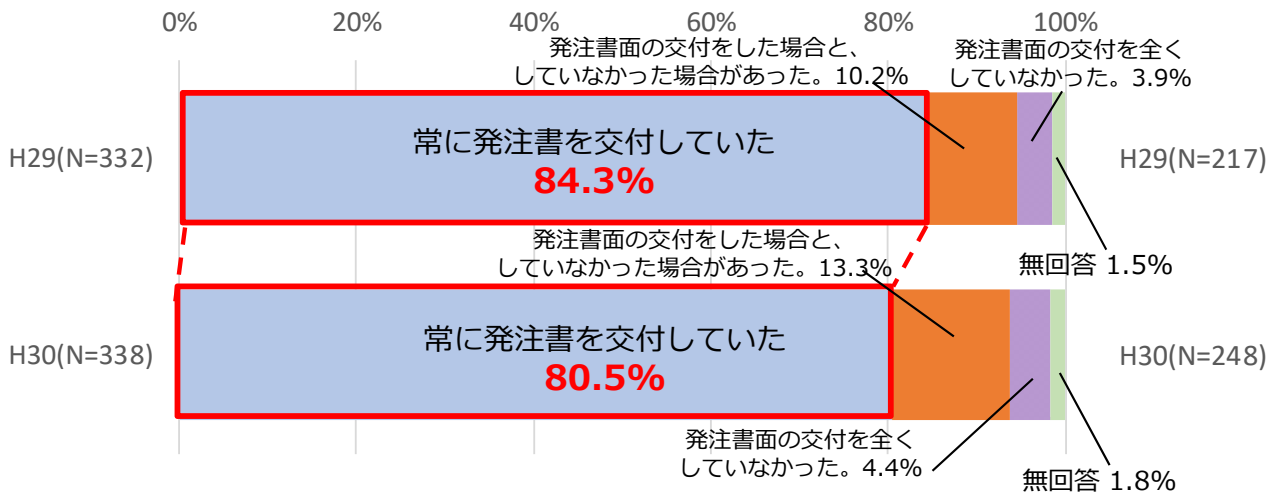
団体名等	対象社数	回答数
全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）	125社※7	49社※7（39.2%）
全国地域映像団体協議会（NRA）	138社※7	61社※7（44.2%）
日本映像事業協会（JVIG）	129社※7	44社※7（34.1%）
日本動画協会（AJA）	57社※7	17社※7（29.8%）
団体未加盟 （民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社等）	738社	146社（19.8%）

※6 無記名回答1社を含む。

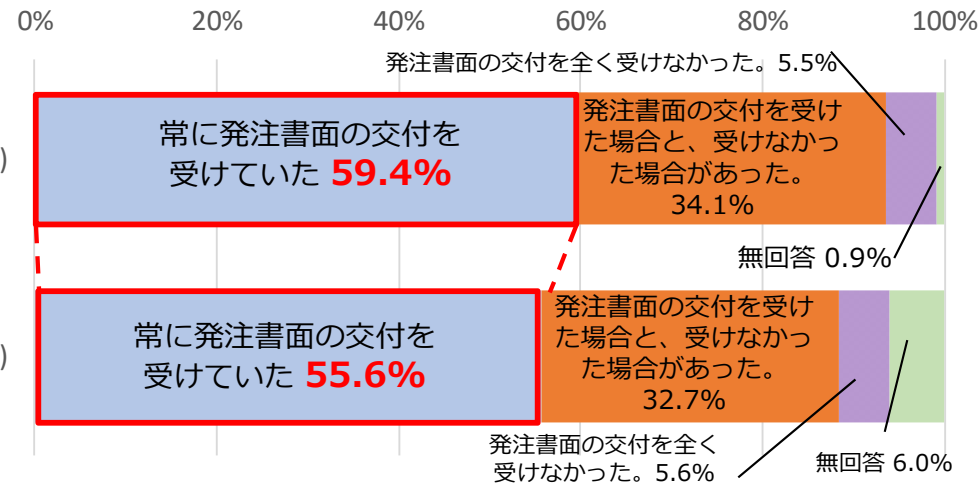
※7 複数の団体に加盟している番組製作会社：対象社数38社、回答数18社

書面の交付

【放送事業者】

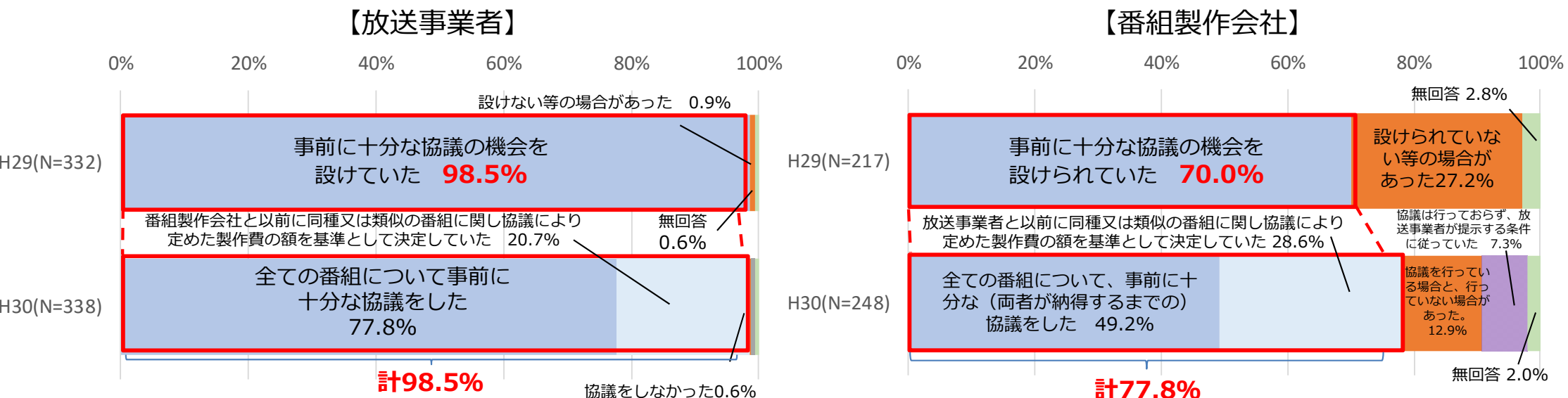


【番組製作会社】

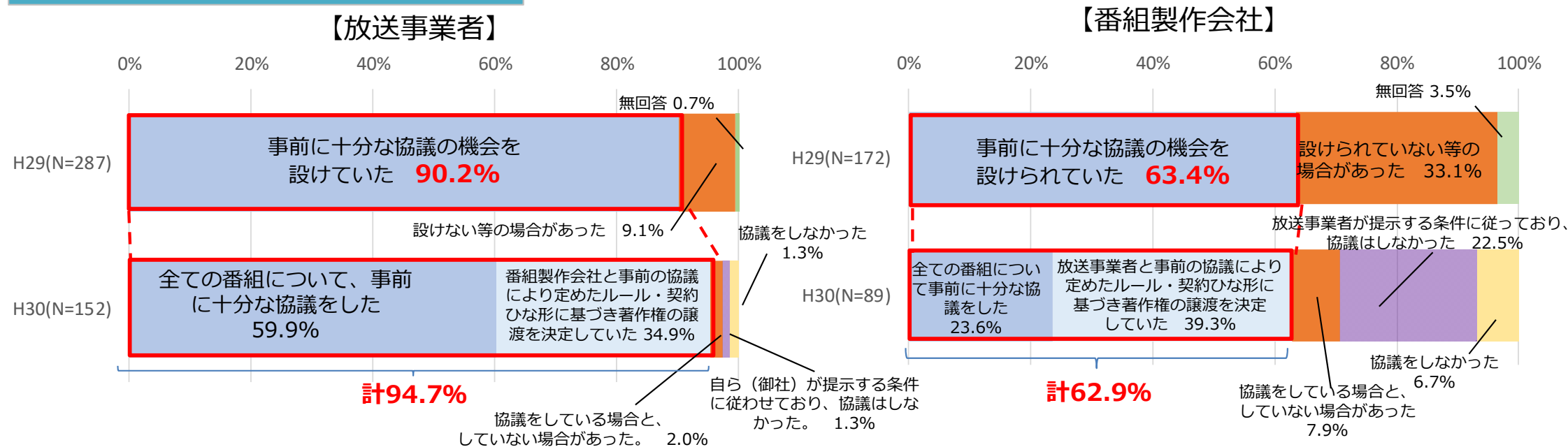


「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成30年度フォローアップ調査結果のポイント（2）

取引価格等の決定（事前協議の有無）



著作権の帰属（事前協議の有無）



1. 全体構成の見直し

現行版は、「問題となりうる事例」を中心に、具体的事例を解説する形で関係法令や留意点等について説明されているが、主要な論点が効率的に把握できるよう、取引価格の決定、著作権の帰属といった大きなテーマごとに再構成・整理。

2. 対象範囲・定義の明確化

現行版では、下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託や役務の再委託）の範囲や定義（線引き、外縁）について不明な部分があるため、それらを分かりやすく明確化。

3. 事前協議の重要性を強調

取引価格の決定、著作権・二次利用窓口業務の取扱い、取引内容の変更・やり直し等に関し、現行版においても関係者による協議が必要である旨記述されているが、本ガイドラインの「フォローアップ調査」によると、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっていることから、各事項において事前協議の重要性を強調し、推奨。

4. ベストプラクティスの充実

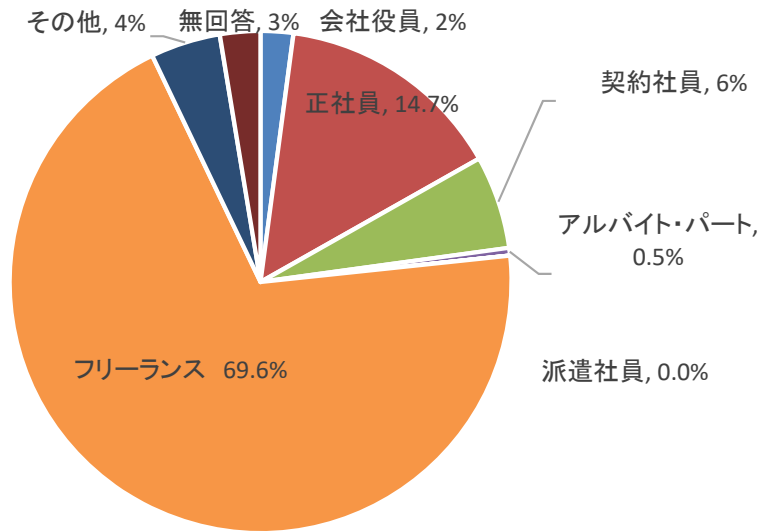
現行版においても望ましいと考えられる事例の紹介は一部なされているが、適正な取組を更に促進するため、書面交付、支払遅延防止等を担保する発注管理システムの導入や、社内での下請法セミナーの開催など、実態に即した望ましい事例を増加。

5. 概要版（簡易版）の作成

現行版は54ページ、改訂版も60ページを超える見込みであるが、現場で実務に携わる人が簡易に参照できるよう、数枚程度の「概要版」（簡易版）を作成。

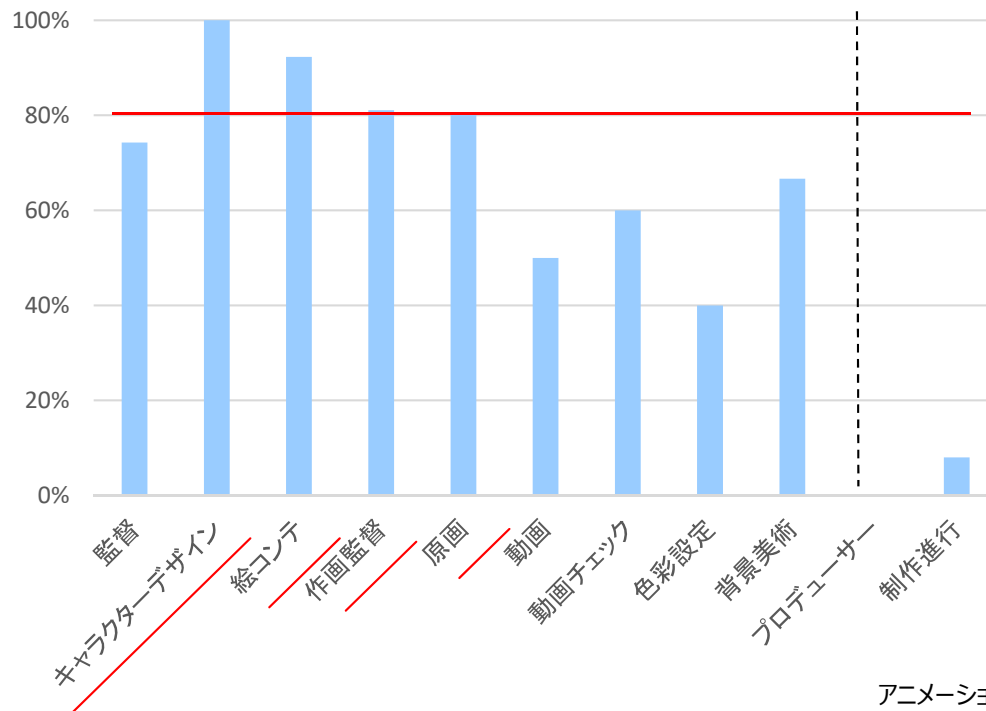
アニメーション制作者実態調査2019 (文化庁「平成30年度メディア芸術連携促進事業」)

○就業形態

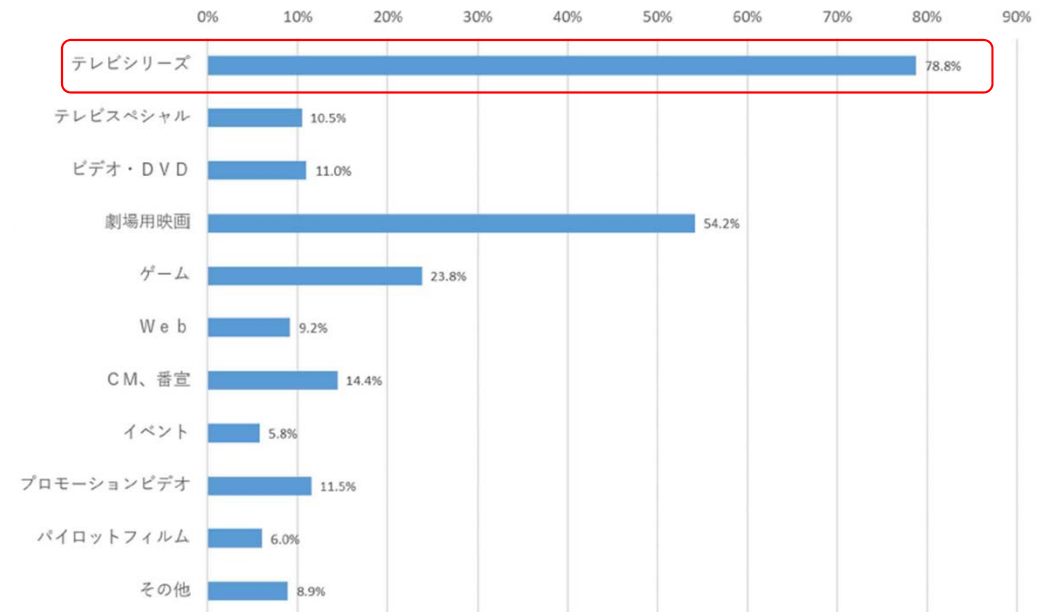


- ・約7割がフリーランス。正社員は15%程度。
- ・特に、作画制作は8割がフリーランス。
- ・案件は、テレビシリーズ(30分番組等)が多い。

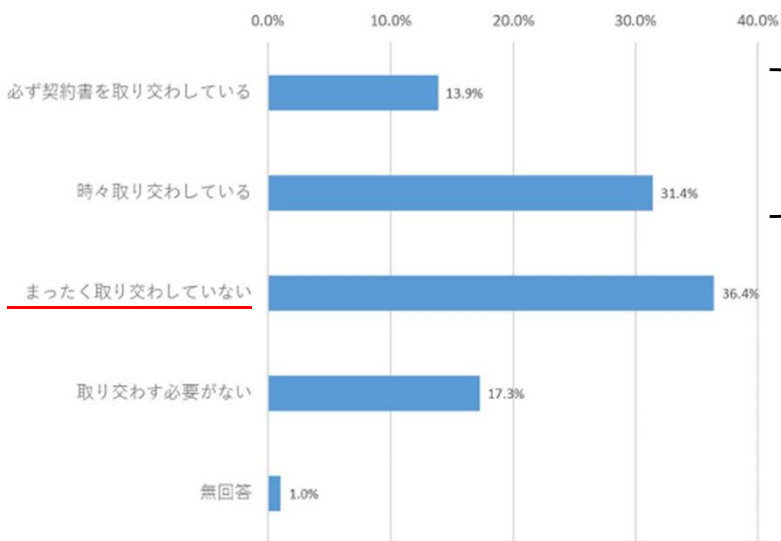
(参考1)職種別のフリーランス割合



(参考2)携わったことがある案件

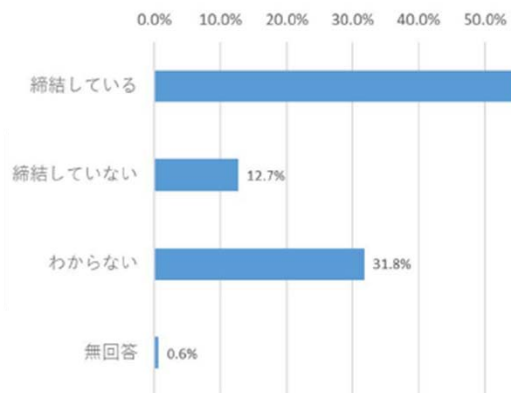


○契約締結状況

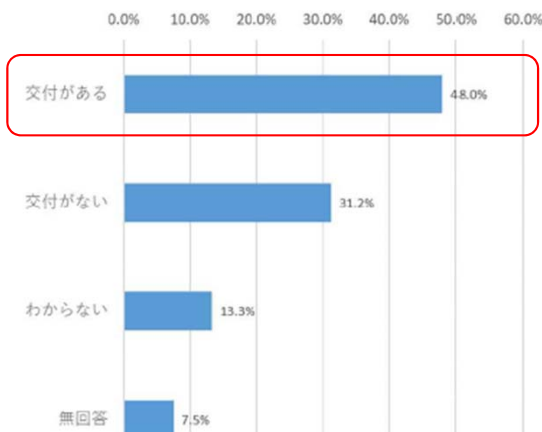


⇒ 全く契約書を取り交わしていない人が4割弱。

・基本契約

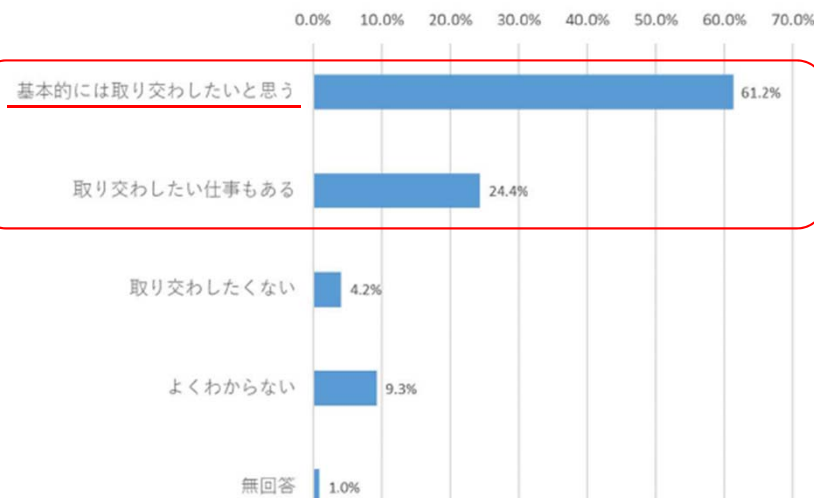


・発注書



⇒ 発注書が交付されている人は半数以下。

・契約締結に関する意向



⇒ 8割以上が、契約締結を希望している。

「アニメーション制作における下請ガイドライン」見直しの主なポイント

1. スケジュール管理の改善

- ・ ①スケジュール管理の重要性、②スケジュール管理は製作委員会の責務であること等を追記
- ・ デジタルツールを活用したスケジュール改善事例を追記（作画の受け渡しをオンライン上で行うことにより、集配にかかる時間が削減された。）

2. 契約書、発注書の取り交わしの適正化

- ・ ①契約書・発注書の交付の意義、②不交付に対する具体的な罰則を追記
- ・ 各制作工程に応じた発注書の記載事項を整理
- ・ 金額等の発注条件を定める際には、数量だけでなく内容や納期も考慮する必要がある旨を追記

3. 発注書面のひな型の作成

- ・ 制作工程ごとの発注書面のひな型を作成

4. ベストプラクティスの充実

【契約書・発注書の交付】

- ・ 「親事業者とメール、SNS等により発注内容のやり取りをしており、親事業者から来た連絡を保存している。」
- ・ 「契約書を事前に取り交わしていたことで、企画倒れとなった案件でも既作業分の代金が円滑に支払われた。」

【スケジュール管理】

- ・ 「作業前にイメージのすり合わせを行うなど発注内容を明確化し、やり直しによるスケジュール遅延を防止。」
- ・ 「発注者側が、下請事業者に対して細やかな進捗管理などのスケジュール管理を行っている。」

5. 概要版（簡易版）の作成

ガイドラインは大部であるため現場で実務に携わる人が簡易に参照できるよう、数枚程度の「概要版」（簡易版）を作成。

放送コンテンツ適正取引推進協議会

平成30年度自主行動計画（推進計画）に関するフォローアップ調査のポイント

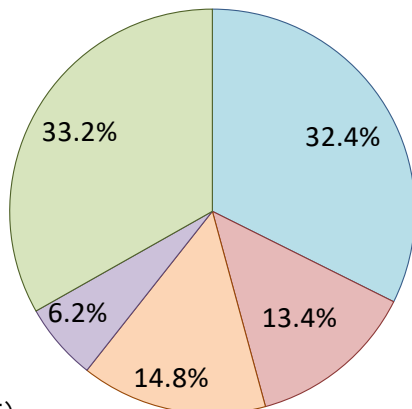
【放送事業者】

【ガイドラインの周知状況】

ガイドライン等の社内への周知状況はいかがですか。

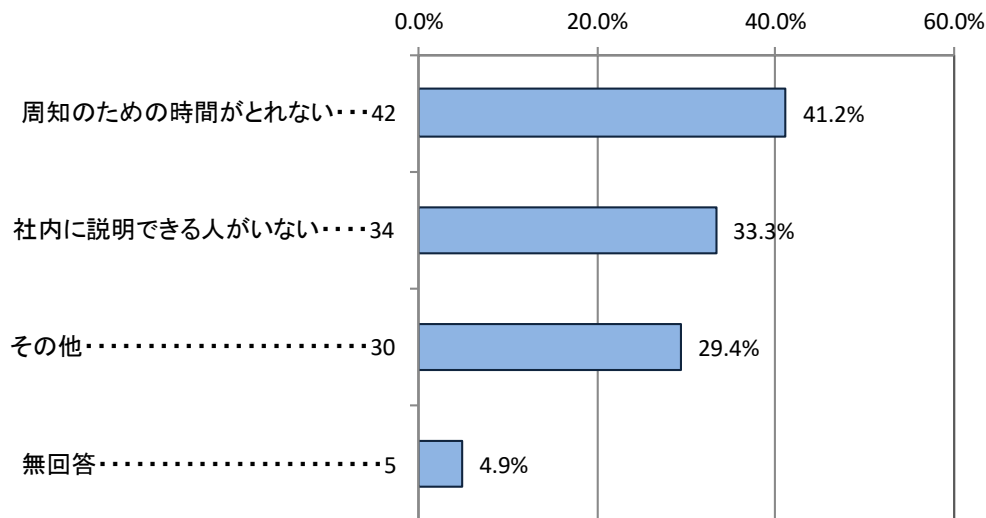
十分に周知されている	157
周知にばらつきがある	65
管理部門等、一部の社員以外は周知できていない	72
ほとんど周知されていない	30
無回答	161

合計 485 (N=485)



【周知が進まない理由】

(「管理部門等、一部の社員以外は周知できていない」又は「ほとんど周知されていない」と回答した方に対して) ガイドライン等の周知が進んでいない理由は何ですか。



(N=102)

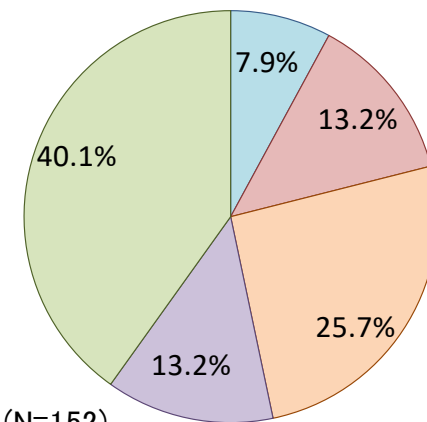
【番組製作会社】

【ガイドラインの周知状況】

ガイドライン等の社内への周知状況はいかがですか。

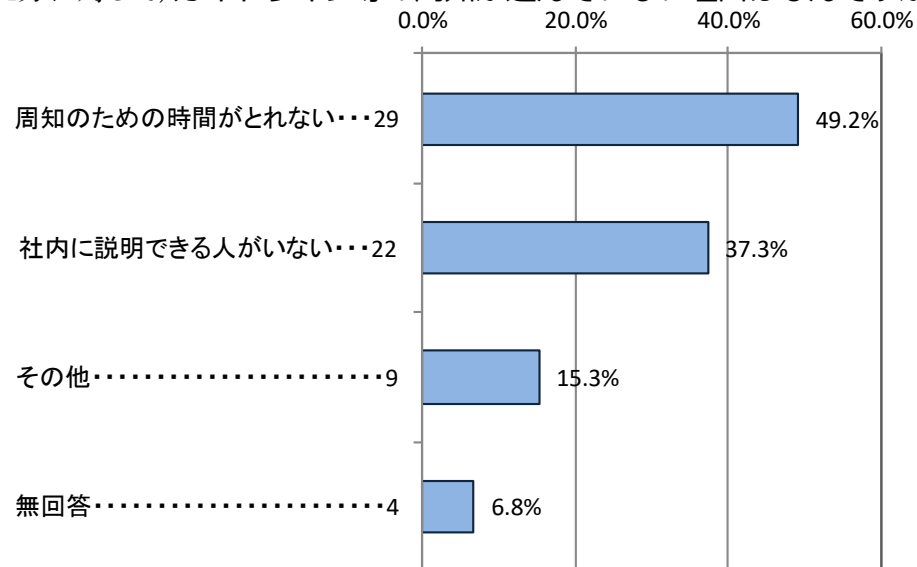
十分に周知されている	12
周知にばらつきがある	20
管理部門等、一部の社員以外は周知できていない	39
ほとんど周知されていない	20
無回答	61

合計 152 (N=152)



【周知が進まない理由】

(「管理部門等、一部の社員以外は周知できていない」又は「ほとんど周知されていない」と回答した方に対して) ガイドライン等の周知が進んでいない理由は何ですか。



(N=59)

放送コンテンツ適正取引推進協議会

平成31年度自主行動計画（推進計画）の主な内容（平成31年4月10日策定）

赤字が主な修正点

1. 総務省ガイドライン等の周知徹底

- ⇒ 協議会ホームページ（<http://tekisei-torihiki.org/>）や協議会主催研修会等において、総務省ガイドラインフォローアップ調査の対象事業者（団体未加盟の番組制作会社を含む）に対して同調査を周知し、回答率の向上を図る。
- ⇒ 総務省ガイドライン等に関する理解促進とあわせて「下請法管理ツール」（下請事業者への発注業務を管理する電子的なツール。発注書等の自動生成が可能。）を提供し、実際の取引現場でも簡便に法令に即した運用ができるようにサポート。
- ⇒ 総務省ガイドラインを引き続き周知するとともに、平成31年4月からの働き方改革関連法施行を踏まえ、平成30年12月の下請中小企業振興法「振興基準」の改正内容を周知しつつ、親事業者の働き方改革の実施により、下請事業者への「しわ寄せ」が起こらないよう配慮が必要な旨を周知する。

2. 協議会テキストの活用等

- ⇒ 協議会テキスト（「よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト」、平成31年2月に完成）を頒布するとともに、協議会ホームページに掲載し、研修会等の教材として活用。
- ⇒ 総務省ガイドライン等の見直しを踏まえ、協議会テキストの改訂を検討する。

3. 研修会の開催等

- ⇒ 協議会主催の研修会を開催（地方中心、年間2回程度）。※平成30年度は大阪にて実施（平成31年2月21日）
- ⇒ 協議会、総務省、公正取引委員会、中小企業庁等が主催する研修会等のスケジュールを把握・整理した上で、年間を通じての開催情報を提供し、参加機会の向上を図る。

4. ベストプラクティスの収集・共有

- ⇒ 放送事業者側と番組制作会社側の双方におけるベストプラクティスを収集する。

5. 自主行動計画のフォローアップ

- ⇒ 次年度以降、適宜フォローアップを実施。